

令和3～5年度

# 65歳以上の方の 介護保険料をお知らせします

介護保険制度は、市町村が3年ごとに策定する「介護保険事業計画」に基づき運営されています。介護保険料も3年ごとに見直され、本年度は改定の年です。

今回の改定では、保険料の基準額は据え置きとなりましたが、対象となる方の所得基準額に一部変更があります。

介護保険料の決定通知書や  
納入通知書は  
6月中旬に送付します

	年間保険料	対象	
第1段階	基準額×0.3* <b>18,540円</b>	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、または世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
第2段階	基準額×0.5* <b>30,900円</b>	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が	80万円を超え120万円以下の方
第3段階	基準額×0.7* <b>43,260円</b>		120万円を超える方
第4段階	基準額×0.9 <b>55,620円</b>	本人が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が	80万円以下で、世帯の中に市民税課税者がいる方
第5段階	基準額 <b>61,800円</b>		80万円を超え、世帯の中に市民税課税者がいる方
第6段階	基準額×1.2 <b>74,160円</b>	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方
第7段階	基準額×1.3 <b>80,340円</b>		120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額×1.5 <b>92,700円</b>		210万円以上320万円未満の方
第9段階	基準額×1.625 <b>100,420円</b>		320万円以上370万円未満の方
第10段階	基準額×1.75 <b>108,150円</b>		370万円以上の方

※低所得者の保険料負担軽減措置として、第1段階は0.45から、第2段階は0.625から、第3段階は0.75から、それぞれ0.15、0.125、0.05引き下げています

## ●保険料の平準化

年金天引きで、4・6・8月と比べて10・12・2月分が大きく変動する場合は、8・10・12・2月の天引き額を平準化します。

## ●保険料の減免措置

災害や失業、新型コロナウイルスの影響などで保険料を納めることが難しい方は減免措置を受けられる場合があります。

また、次の要件を全て満たす方は、申請によって第1段階の金額まで減免されます。

- ①世帯の年間収入(遺族年金・障害年金など非課税収入を含む)が次の計算式未満  
140万円+(世帯員が1人増えるごとに60万円加算)
- ②世帯の預貯金が次の計算式未満  
200万円+(世帯員が1人増えるごとに50万円加算)
- ③居住用以外の活用できる資産を所有していない
- ④市民税課税者の扶養控除対象となっていない
- ⑤過去の介護保険料に未納がない

※申請方法や提出書類など、詳細はお問い合わせください



## 8月からの 介護保険制度 主な変更点

### ● 特定入所者介護サービス費の変更 (負担限度額の対象要件等の変更)

所得が低い方の施設利用が困難にならないよう、食費などの自己負担に上限を設定しています。8月以降は、在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、対象要件などと食費の負担限度額の一部が下表のとおり変更されます。※居住費などは変更ありません

### ● 対象要件などの変更

				変更前	変更後	
第1段階		本人および世帯全員が 市民税非課税で、 生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者			変更なし	
第2段階		本人および世帯全員が 市民税非課税で、 年金収入額+合計所得金額が 80万円以下		預貯金などが 単身で1,000万円 (夫婦で2,000万円) 以下	預貯金などが 単身で650万円 (夫婦で1,650万円)以下	
変更前	変更後	変更前	変更後		預貯金などが 単身で550万円 (夫婦で1,550万円)以下	
第3段階	→ 第3段階①	本人および世帯全員が 市民税非課税で、 年金収入額+合計所得金額が	80万円超		80万円超 120万円以下	預貯金などが 単身で500万円 (夫婦で1,500万円)以下
	→ 第3段階②				120万円超	

### ● 食費 (1日あたり) の負担限度額の変更

		変更前	変更後	
		特養・老健・介護医療院・ 短期入所 (ショートステイ)	特養・老健・ 介護医療院	短期入所 (ショートステイ)
第1段階		300円	→ 300円	300円
第2段階		390円	→ 390円	600円
変更前	変更後	650円	→ 650円	1,000円
第3段階	→ 第3段階①		→ 1,360円	1,300円
	→ 第3段階②			

### ● 高額介護サービス費の変更

1カ月の介護保険サービスの利用者負担額の合算が上限額を超えたときは、高額介護 (予防) サービス費が支給されます。8月以降、現役並み所得者 (年収約383万円以上) の世帯の上限額44,400円が年収約770万円以上の方は93,000円、年収約1,160万円以上の方は140,100円に変更されます (一般区分や市民税世帯非課税者などの負担限度額は変更ありません)。